

下記の定例監査の結果に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので公表します。

平成25年6月28日

新庄市監査委員 高山孝治

新庄市監査委員 山口吉静

記

1. 監査対象 選挙管理委員会の平成24年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 平成25年5月20日～平成25年6月5日

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
1. 伺書や報告書等の事務手続き上の不備が見受けられるので、適正な処理に改めること。	決裁押印及び決裁日の記入漏れがないか、決裁や文書発送過程での確認を徹底するほか公印欄に日付印を押す 発番号の不要な文書類を内規で定め、通知文書と区別する。 文書の綴り込みはその都度行うが、月ごとに整理確認する。 以上、文書の事務手続き上の適正な処理に努める。
2. 金券である切手の管理において不備な点が見受けられるので、使用状況を常に確認できる方法に改め、適正な管理を行うこと。	切手の受払簿については、切手の種類ごとに所定の様式の受払簿に記入し、使用者と使用目的を把握できるよう、管理の適正化に努める。